

【史料紹介】年未詳七月十一日付け鍋島直茂書状

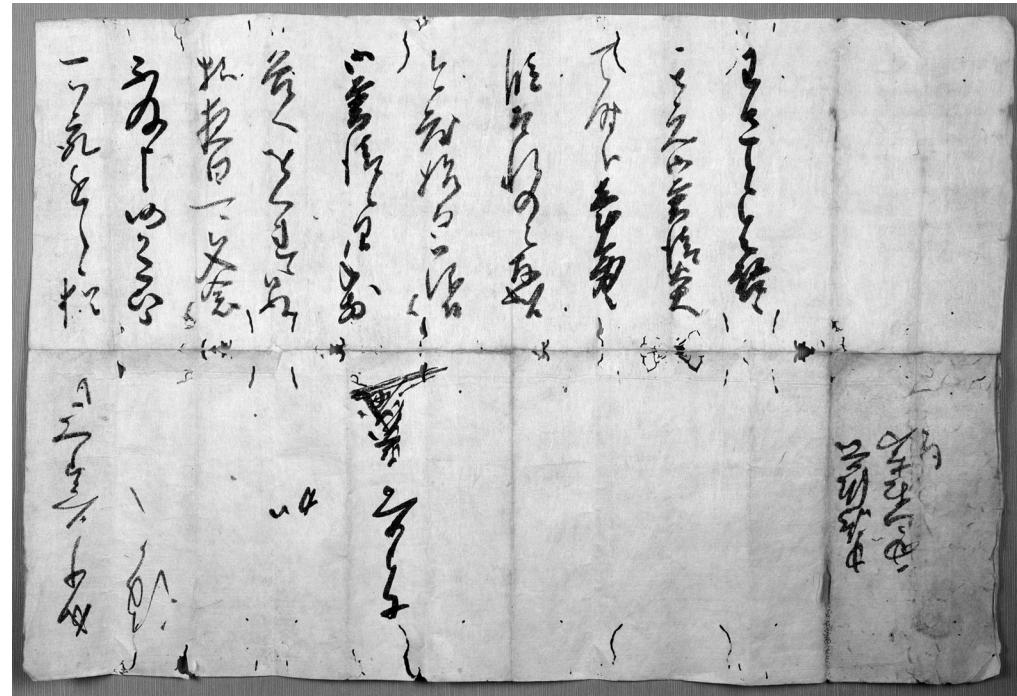
松本尚之

はじめに

本稿は、令和四年度、佐賀県立博物館が新たに収藏した上掲の鍋島直茂書状について基本情報を紹介するものである。また、合わせて年次等に関する若干の私見を示し大方の御批判を仰ぎたい。

一、基本情報など

〔本文〕



年未詳七月十一日付け鍋島直茂書状

寸法：34.9×51.7cm、形態：折紙、状態：虫損・擦れ等あるも比較的良好

謹言

成十、久市可申候、
一つ宛進之候、猶
様、夜白可被入念候、
不及申候、仍かたひら
各へをくれ候はぬ

御普請候間、手前
天時分辛勞之
段、それのみ存遣候、
今度始而被仰付候

わさと令啓候、
其元御普請炎
御普請候間、手前
天時分辛勞之
段、それのみ存遣候、
今度始而被仰付候

加

七月十一日

直茂（花押）

中嶋源兵

西山相右衛門尉

まいり

差出の「直茂」は佐賀藩祖の鍋島直茂（一五三八一一六一八）、宛所の「中嶋源兵」は、「諫早御家中家系事蹟⁽²⁾」に所見のある中嶋源兵衛のこととみられる。源兵衛は、同資料によれば、寛永十二年（一六三五）に九七歳で諫早家二代の直孝へ追腹を切つた人物で法名を寿山常椿庵王といった。

これに従えば、生年は天文十三年（一五四四）のこととなる。

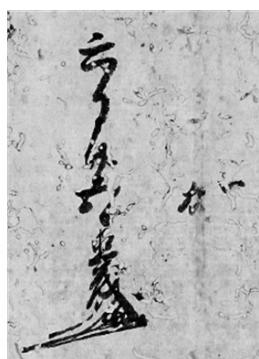
もう一名の宛所の「西山相右衛門尉」は現状では人物を特定できていな⁽³⁾い。文中末尾の、「成十」・「久市」は、それぞれ鍋島家中の成富十右衛門茂安・久納市右衛門茂俊を指すものとみられる。⁽⁴⁾

二、内容・年次について

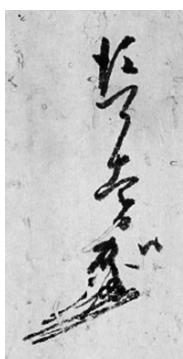
本史料は、鍋島直茂が源兵衛らに宛てて「御普請」に係る辛労をねぎらいつても、油断なく取り組むよう指示した内容となつていて。署されてい⁽⁵⁾る直茂の花押について、管見では、坊所鍋島家文書のうち、例えば年未詳の（慶長五年か）正月晦日付（請求番号：七二〇二五【画像1】）や、（慶長六年か）六月二五日付（請求番号：七二〇二三【画像2】）などの直茂書状にみえる花押形に近く、（慶長九年）後八月一四日付（請求番号…



【画像1】慶長5年か
鍋島直茂書状
請求番号72025



【画像2】慶長6年か
鍋島直茂書状
請求番号72033



【画像3】慶長9年か
鍋島直茂書状
請求番号72039

以上によつて本史料の年次が慶長五年か六年かである可能性を考えておきたい。

仮に本史料の年次が慶長五年か六年八・九年頃とすれば、史料中の「御普請」とはこの期間中に行われた、慶長九年頃を下限とする佐賀城の第一期普請⁽⁶⁾、もしくは五八年（一六〇〇～一六〇三）、ないし九年（一六〇四）頃である可能性を考えておきたい。

この場合、佐賀城の普請については、例えば（慶長六年か）正月晦日付

鍋島直茂書状⁽⁸⁾では、「佐嘉蓮池間之普請申付之由」のように、普請に「御」の接頭語は付しておらず、直茂の認識において、本史料にみえる「御普請」の場合とは異なつた位置付けがなされていたように見受けられる。反対に、本史料の「御普請」が公儀普請を指しているとすれば、接頭語は付されて然るべきであろう。また本史料では「其元御普請」ともあり、普請現地と直茂所在地が物理的に離れている様子がうかがわれる。及川亘氏によれば、慶長七年六月二二日時点では直茂は国許肥前に居たとされており（なお直茂

子息で初代佐賀藩主の鍋島勝茂は在伏見）、本史料の普請を慶長七年とみた場合、六月二一日からひと月を隔てない本史料の時点でも直茂が引き続き肥前に在国し、伏見の御普請場に宛てて本状を発したとしても、可能性のない解釈とは思われない。

むすびにかえて

及川氏によれば、慶長七年のこの伏見城公儀普請は、八月一六日には完了しており、右述のとおり本史料がこの普請に当たるとすれば、直茂が、昼夜を問わず念を入れるように（「夜白可被入念候」）と書き送っているのは、終盤に差し掛かった御普請について油断のないように、まさに念を入れたものと考えられる。かつその前提として、「今度始而被仰付候御普請候間、手前各へをくれ候はぬ様」との直茂の認識は、一七世紀最初期にあって佐賀藩の執政を担う鍋島家としての立場を一定程度反映したものとみるのは、行き過ぎた解釈であろうか。

以上、雑駁ながら新収蔵史料を紹介した。年次比定のためになお行うべき基礎作業の不備は少なくないが、当座の見解を示し大方の御批判を仰ぎ、本史料の今後の多面的な活用につなげたい。

【主要参考文献】

- ・佐賀県立図書館編『佐賀県近世資料』第一編第一巻、一九九三年
- ・石津裕之他編『坊所鍋島家文書未刊分』東京大学史料編纂所、二〇一二年
- ・多久家文書研究会編『多久家文書の「読みなおし」』二〇二三年
- ・『九州・防長郷土誌』今井書店古書目録』二一号、今井書店、二〇二二年

【注】

(1) 以下、釈文など基本情報等については、適宜、『九州・防長郷土誌 今井書店古書目録』二一号（今井書店、二〇二二年）を参照した。

(2) 満井トキ・野中素校注『諫早郷土史料叢書V』（諫早郷土史料刊行会、一九九八年）、以下、同書六一・六二頁を参照した。

(3) ただ、(後欠)何某書状（坊所鍋島家文書九四四号、佐賀県立図書館蔵、『佐賀県史料集成』第一三巻、同館、一九六八年）に「相右衛門尉」が所見する。本史料の人物と同一かは不明だが、この書状では伏見に居た人物のように見受けられる。^⑩

(4) 「葉隱聞書校補」（佐賀県立図書館編『佐賀県近世資料』第八編第一巻、一〇〇五年、所載、二七二～二七六頁、三三三～三三四頁）参照。

(5) 以下、佐賀県立図書館データベース<https://www.sagalibdb.jp>を参照した（画像1～3の出典も同じ）。以下、各文書の推定年次等も同データベースの情報を参考した。

(6) 『佐賀市埋蔵文化財調査報告書第一〇一集 佐賀城史料集』（佐賀市教育委員会、二〇一七年）参照。

(7) 及川亘「鍋島勝茂の居所と行動について」五三三頁（多久家文書研究会編『多久家文書の「読みなおし」』二〇二三年）参照。

(8) 坊所鍋島家文書一九号、前掲『佐賀市埋蔵文化財調査報告書第一〇一集 佐賀城史料集』一六頁、所載。

(9) 及川『坊所鍋島家文書』に見る鍋島勝茂等の慶長・元和期の居所と行動について一五八頁（石津裕之他編『坊所鍋島家文書未刊分』東京大学史料編纂所、二〇二一年）。

(10) 前掲及川『坊所鍋島家文書』に見る鍋島勝茂等の慶長・元和期の居所と行動について五三三頁。

（まつもと・たかゆき／佐賀県立博物館学芸員）